

令和7年12月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和7年12月1日（月） 15時50分から16時25分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第74号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第75号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第76号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第77号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
 - 第78号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第79号議案 長崎市選挙管理委員会規程の一部改正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

| | |
|------------|---|
| 委員 長 | <p>【15:50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p> |
| 事務局 | <p>【第74号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、477人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 236人 女 241人 計 477人）</p> |
| 委員 長 委員 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第74号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第75号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、637人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 325人 女 312人 計 637人）</p> |
| 委員 長 委員 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第75号議案可決)</p> |
| 事務局 | <p>【第76号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和7年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する2,558人について、同日に選挙人名簿に登録する。</p> |
| 委員 長 委員 | <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。</p> |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---------------|---------|-----------------------|-------|----------------------|--------|----------------------|---------|
| <p>事務局</p> <p>委員 長 委員</p> | <p>(第76号議案可決)</p> <p>【第77号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和7年12月1日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数</td> <td>331,048</td> </tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td> <td>6,621</td> </tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td> <td>55,175</td> </tr> <tr> <td>4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td> <td>110,350</td> </tr> </table> <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第77号議案可決)</p> | 1 選挙権を有する者の総数 | 331,048 | 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 6,621 | 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 55,175 | 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 110,350 |
| 1 選挙権を有する者の総数 | 331,048 | | | | | | | | |
| 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 6,621 | | | | | | | | |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 55,175 | | | | | | | | |
| 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 110,350 | | | | | | | | |
| <p>事務局</p> <p>委員 長 委員</p> | <p>【第78号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。 登録者 (男 1人 女 0人 計 1人)</p> <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第78号議案可決)</p> | | | | | | | | |
| <p>事務局</p> <p>委員 長 委員</p> <p>事務局</p> <p>委員 長 委員</p> | <p>【第79号議案】長崎市選挙管理委員会規程の一部改正について 選挙管理委員会委員長の担当事務の明確化を図ることを目的として、別紙のとおり改正する。</p> <p>委員長の担当事務にすることで、委員会として責任問題になることはあるのか。</p> <p>今の状況だと、どこまでが委員長の担当事務か不明瞭な部分がある。あくまでも選挙時の他任命権者あての協議依頼等簡易的なものであり、重要な案件は現行どおり、委員会に諮ることになるので、問題ないと考えている。</p> <p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第79号議案可決)</p> | | | | | | | | |
| <p>委員 長</p> | <p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">【16:25閉会】</p> | | | | | | | | |